

## 8. 医療機関・薬局への補助

- **顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供**（病院 3 台まで、診療所等 1 台）。
- **それ以外の費用**（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

|                          | 病院  |   |  | 大型チェーン薬局<br>(グループで処方箋の受付が<br>月4万回以上の薬局)                   | 診療所<br>薬局(大型チェーン<br>薬局以外)                                 |
|--------------------------|---|---|--|---|---|
| 顔認証付き<br>カードリーダー<br>提供台数 | 3台まで無償提供  |   |  | 1台無償提供  | 1台無償提供  |
| その他の<br>費用の<br>補助内容      | 1台導入する場合  | 2台導入する場合  | 3台導入する場合   | 21.4万円を上限に<br>補助<br>※事業額の42.9万円を<br>上限に、その <b>1/2</b> を補助 | 32.1万円を上限に<br>補助<br>※事業額の42.9万円を<br>上限に、その <b>3/4</b> を補助 |
|                          | 105万円を上限に<br>補助<br>※事業額の210.1万円を<br>上限に、その <b>1/2</b> を補助 | 100.1万円を上限に<br>補助<br>※事業額の200.2万円を<br>上限に、その <b>1/2</b> を補助 | 95.1万円を上限に<br>補助<br>※事業額の190.3万円を<br>上限に、その <b>1/2</b> を補助 |   |   |

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

※ 補助が出る期間は、**令和5年3月末までに補助対象事業を完了させ、令和5年6月末までに補助金交付申請をしたもの**が対象となります。